

(平成24年11月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、16年6月30日に賞与（42万4,640円）が支給されていることが認められる。また、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、42万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A社から、平成16年6月30日に支給した賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった旨の連絡を受けた。申立期間においては育児休業を取得していたが、同年6月分賞与支給明細書のとおり賞与を支給されたので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月分賞与支給明細書及び同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同年6月30日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われなかったとしても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、42万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成10年4月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、16年6月30日に賞与（39万9,600円）が支給されていることが認められる。また、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、39万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A社から、平成16年6月30日に支給した賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった旨の連絡を受けた。申立期間においては育児休業を取得していたが、同年6月分賞与支給明細書のとおり賞与を支給されたので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月分賞与支給明細書及び同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同年6月30日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われなかったとしても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、39万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成13年1月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格を継続しているところ、当該期間のうち、16年6月30日に賞与（11万4,912円）が支給されていることが認められる。また、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、11万4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

A社から、平成16年6月30日に支給した賞与について、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかった旨の連絡を受けた。申立期間においては育児休業を取得していたが、同年6月分賞与支給明細書のとおり賞与を支給されたので、記録を追加してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年6月分賞与支給明細書及び同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、同年6月30日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、事業主から免除の申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われなかったとしても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与支給明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳における当該賞与額から、11万4,000円とすることが妥当である。

茨城国民年金 事案 1444

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間について国民年金に未加入とされていた。申立期間の保険料については、義母が納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間について国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その義母が納税組合を通じて納付していたと主張しているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は昭和 56 年 4 月 25 日付けで被保険者資格を喪失していることが確認できるとともに、A 市区町村（現在は、B 市区町村）の国民年金被保険者名簿により、61 年 4 月 1 日付けで、同日から設けられた第 3 号被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和 56 年 2 月 1 日付けで、その夫の船員保険被保険者資格取得に伴い被扶養配偶者となっていることが確認できることから、当時、国民年金の強制加入対象者でなくなった申立人について、被保険者資格を喪失させる手続が行われたことが推認できる上、申立人及びその義母には、その後に任意加入手続を行った記憶は無い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年3月まで
年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。当該期間については、私は学生であったため、父親が保険料の免除申請を行ったはずである。

このため、申立期間について国民年金保険料の申請免除期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、オンライン記録により、申立期間前の平成9年2月及び同年3月の保険料について、同年3月10日に免除申請が行われていることは確認できるものの、申立期間に係る免除申請については、その父親からは詳しい事情を聴取できる状態ではなく、申立人は当該免除申請に直接関与していなかったことから、申立期間に係る免除申請の状況が不明である。

また、申立期間については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、同制度の導入に伴い、電算による納付書発行、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れや記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月 1 日から 63 年 11 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B営業所に勤務していた申立期間について、被保険者記録が無いことが判明した。しかし、私は、同社同営業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、現存する書類からは申立人の在籍を確認できない上、申立期間当時から現在に至るまで同社B営業所に在籍している2人及び数年前まで同営業所に在籍していた2人の計4人にも問い合わせたが、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の在籍を証明することはできない旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚5人及びA社B営業所において申立期間を通じて厚生年金保険被保険者資格を有していた者13人（申立人が名前を挙げた同僚を除く。）の計18人（同社が独自に問い合わせたとする前述の4人を含むか否かは不明）のうち、連絡先の判明した12人（うち、申立人が名前を挙げた同僚は3人）に照会したところ、6人（同1人）から回答が得られたが、いずれも申立人について記憶しておらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立期間におけるA社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人のものは無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。